

群馬県交通安全対策会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、群馬県交通安全対策会議条例（昭和45年群馬県条例第54号以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、群馬県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 会議は、別表第1に掲げる会長及び委員をもって構成する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、前条に規定する委員のうち、群馬県県土整備部長の職にある委員が会長の職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は会長が召集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 やむをえない理由により、会議に出席できない委員は代理人を出席させることができる。この場合、その委員は出席したものとみなす。

(幹事会)

第5条 条例第4条の規定に基づく幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

2 幹事は幹事会を構成する。

3 幹事会の会長（以下「幹事会長」という。）は、群馬県県土整備部長の職にある委員をもって充てる。

4 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 会議の所掌事務に関し、資料の収集調査及び研究

(2) 会議に付議する議案の審査に関すること。

(3) その他会議が必要と認める事項に関すること。

5 幹事会は、幹事会長が召集し議長となる。

6 幹事会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

7 前条第3項の規定は幹事会に準用する。

(特別幹事会)

第6条 会長は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第4項の規定に基づき特別委員を置くときは、その委員の属する機関の職員のうちから特別幹事を任命することができる。

2 幹事会長は、特別委員の所掌事務に関し、資料の収集、調査、研究及び会議に付議する議案の審査を行うため前項の特別幹事をもって構成する特別幹事会を召集することができる。

(意見聴取)

第7条 会長及び幹事会長は、必要があると認められたときは、交通問題について学識経験のある者等に対し会議又は幹事会に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(要綱の変更)

第8条 この要綱は、次に掲げる事項を除き、委員の過半数の同意がなければ変更することができない。

(1) 別表1における委員(特別委員を含む。)の所属機関名及び職名の変更

(2) 別表2における幹事(特別幹事を含む。)の所属機関名及び職名の変更

(委員及び幹事の異動の報告)

第9条 委員及び幹事に変更があったときは、委員及び幹事であった前任者は、後任者の職氏名及び変更の年月日をすみやかに会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 この会議の庶務を処理するため、群馬県県土整備部内に事務局をおく。

2 事務局に事務局長その他の職員をおき、事務局長は群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室長の職にある者をもってこれに充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和45年12月9日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 2

幹事会名簿

	所 属 機 関 名	職 名
会 長 事	群 馬 県	県 土 整 備 部 長
幹 事	関 東 管 区 警 察 局	広 域 調 整 第 二 課 長
〃	関 東 経 済 産 業 局	総 務 課 長
〃	関 東 運 輸 局 群 馬 運 輸 支 局	支 局 長
〃	関 東 総 合 通 信 局	総 務 課 長
〃	前 橋 地 方 気 象 台	防 災 管 理 官
〃	群 馬 労 働 局	健 康 安 全 課 長
〃	関 東 地 方 整 備 局 高 崎 河 川 国 道 事 務 所	所 長
〃	群 馬 県 教 育 委 員 会	健 康 体 育 課 長
〃	群 馬 県 警 察 本 部	交 通 企 画 課 長
〃	〃	交 通 指 導 課 長
〃	〃	交 通 規 制 課 長
〃	〃	運 転 免 許 課 長
〃	〃	運 転 管 理 課 長
〃	群 馬 県	学 事 法 制 課 長
〃	〃	広 報 課 長
〃	〃	消 防 保 安 課 長
〃	〃	医 務 課 長
〃	〃	介 護 高 齢 課 長
〃	〃	子 育 て ・ 青 少 年 課 長
〃	〃	交 通 政 策 課 長
〃	〃	道 路 管 理 課 長
〃	〃	道 路 管 理 課 交 通 安 全 対 策 室 長
〃	〃	道 路 整 備 課 長
〃	〃	都 市 計 画 課 長
〃	群 馬 県 市 長 会	事 務 局 長
〃	群 馬 県 町 村 会	事 務 局 長
〃	群 馬 県 消 防 長 会	事 務 局 長

特別幹事	東 日 本 高 速 道 路 (株) 関 東 支 社	(交 通 管 理 課 長)
〃	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 高 崎 支 社	(総 務 部 安 全 企 画 室 長)
〃	東 武 鉄 道 (株)	(安 全 推 進 部 課 長)
〃	上 毛 電 気 鉄 道 (株)	(鉄 道 部 長)
〃	上 信 電 鉄 (株)	(鉄 道 部 長)
〃	わ た ら せ 溪 谷 鐵 道 (株)	(工 務 課 長)